

議案第 1 号

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 0 7, 6 8 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 6, 0 1 9, 2 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		16,490,000	1,554,271	18,044,271
	1 地方交付税	16,490,000	1,554,271	18,044,271
15 国庫支出金		34,533,735	121,165	34,654,900
	1 国庫負担金	24,963,369	44,640	25,008,009
	2 国庫補助金	3,340,432	6,715	3,347,147
	3 国庫交付金	6,207,157	69,810	6,276,967
16 県支出金		11,533,627	13,809	11,547,436
	2 県補助金	2,123,099	13,809	2,136,908
18 寄附金		2,984,987	1,855	2,986,842
	1 寄附金	2,984,987	1,855	2,986,842
19 繰入金		1,548,417	452,542	1,095,875
	1 基金繰入金	1,402,839	452,542	950,297
21 諸収入		4,241,385	22,624	4,264,009
	7 雑収入	1,596,976	22,624	1,619,600
22 市債		7,574,500	146,500	7,721,000
	1 市債	7,574,500	146,500	7,721,000
歳入合計		154,611,572	1,407,682	156,019,254

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		12,157,505	915,225	13,072,730
	1 総 務 管 理 費	8,046,735	886,498	8,933,233
	2 徴 税 費	1,415,368	26,136	1,441,504
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	692,399	213	692,612
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,123,203	2,378	1,125,581
3 民 生 費		74,817,529	31,036	74,848,565
	1 社 会 福 祉 費	30,923,277	24,721	30,947,998
	2 生 活 保 護 費	18,009,515	1,315	18,010,830
	3 児 童 福 祉 費	21,761,058	3,449	21,764,507
	5 年 金 保 険 費	3,607,555	1,551	3,609,106
4 衛 生 費		10,057,286	128,052	10,185,338
	1 保 健 衛 生 費	4,791,510	56,176	4,847,686
	2 清 掃 費	4,999,807	6,599	5,006,406
	3 環 境 保 全 費	265,969	65,277	331,246
5 農 林 水 産 業 費		970,405	60,500	1,030,905
	3 水 産 業 費	135,310	60,500	195,810
6 商 工 費		3,786,565	86,884	3,873,449
	1 商 工 費	2,565,107	63	2,565,170
	2 観 光 費	1,221,458	86,821	1,308,279
7 土 木 費		9,354,374	64,998	9,419,372
	7 下 水 道 費	378,272	21,000	399,272
	8 住 宅 費	1,855,840	43,998	1,899,838
8 消 防 費		6,112,410	1,391	6,113,801
	1 消 防 費	6,112,410	1,391	6,113,801
9 教 育 費		10,504,309	102,593	10,606,902
	1 教 育 総 務 費	2,135,043	1,687	2,136,730
	3 中 学 校 費	763,776	64,141	827,917
	6 社 会 教 育 費	2,781,475	36,765	2,818,240
13 災 害 復 旧 費		105,240	17,003	122,243

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 令和6年度発生 民生施設災害復旧費	-	1,331	1,331
	3 令和6年度発生 農林水産施設災害復旧費	-	15,672	15,672
歳 出	合 計	154,611,572	1,407,682	156,019,254

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム移行事業	令和7年度	344,993
合 計		344,993

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム移行事業	令和7年度	124,388
合 計		124,388

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム運営事業	令和7年度 令和12年度	69,411
合 計		69,411

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域活性化起業人負担金事業	令和7年度	5,600
合 計		5,600

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食民間委託事業	令和7年度 令和9年度	335,745
合 計		335,745

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港環境整備事業	20,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
令和6年度発生民生施設災害復旧事業	1,300	〃	〃	〃
令和6年度発生農林水産施設災害復旧事業	10,100	〃	〃	〃
計	31,800			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
認定こども園等整備事業	37,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	37,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
観光基盤施設整備事業	2,000	〃	〃	〃	11,200	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	50,900	〃	〃	〃	59,000	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	119,500	〃	〃	〃	161,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃	1,085,500	〃	〃	〃
計	7,574,500				7,689,200			

議案第 2 号

令和 6 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,035 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,167,622 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 11 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,155,930	377	6,156,307
	1 国民健康保険料	6,155,930	377	6,156,307
4 繰入金		3,553,928	1,551	3,555,479
	1 一般会計繰入金	3,553,928	1,551	3,555,479
6 諸収入		201,057	21,107	222,164
	2 雑入	201,056	21,107	222,163
歳入合計		37,144,587	23,035	37,167,622

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		543,822	1,551	545,373
	1 総務管理費	543,822	1,551	545,373
5 諸支出金		153,616	21,484	175,100
	1 償還金及び 還付加算金	153,616	21,484	175,100
歳出合計		37,144,587	23,035	37,167,622

議案第3号

令和6年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,063千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,463,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		208,193	63	208,256
	1 一般会計繰入金	208,193	63	208,256
6 市債		513,800	35,000	548,800
	1 市債	513,800	35,000	548,800
歳入合計		1,428,554	35,063	1,463,617

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		1,287,766	35,063	1,322,829
	1 卸売市場費	1,287,766	35,063	1,322,829
歳出合計		1,428,554	35,063	1,463,617

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場施設整備事業	令和7年度	59,037
合	計	59,037

第3表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
卸売市場整備事業	513,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	548,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	513,800				548,800			

議案第4号

令和6年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,522,263千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		7,019,543	7,060	7,026,603
	1 一般会計繰入金	6,574,398	7,060	6,581,458
歳入合計		42,515,203	7,060	42,522,263

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		803,476	7,060	810,536
	1 総務管理費	327,469	5,268	332,737
	2 介護認定費	476,007	1,792	477,799
歳出合計		42,515,203	7,060	42,522,263

議案第 5 号

令和 6 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 8 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 6 7 0, 5 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		6,598,756	2,182	6,600,938
	1 一般会計繰入金	6,598,756	2,182	6,600,938
歳入合計		11,668,395	2,182	11,670,577

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		75,036	2,182	77,218
	1 総務管理費	75,036	2,182	77,218
歳出合計		11,668,395	2,182	11,670,577

議案第 6 号

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

和歌山市職員給与条例（昭和 2 6 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 号中「2 5 0 円」を「1, 0 8 0 円」に改め、同項第 3 号中「1, 4 0 0 円」を「2, 1 6 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和歌山市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第 1 4 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第7号

和歌山市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について
和歌山市災害派遣手当等の支給に関する条例を次のように定める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額)

第2条 災害派遣手当等の額は、別表に定める額とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当等は、その月分を翌月の16日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

利用施設の区分 本市の区域内に滞在した期間	公用の施設又はこれに準 ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につ き）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

1 この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、派遣職員が本市の区域に到着

した日以後、本市の区域を出発した日の前日までの期間をいう。

- 2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

議案第 8 号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表 2 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ）別表 1 の項の改正規定 公布の日

（ 2 ）別表 2 の項の改正規定 令和 6 年 1 0 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第 9 号

和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和 3 年条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運
営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年
法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

議案第10号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第19条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例
和歌山市立学校条例（昭和 4 8 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 3 項中「、次項に定めるもののほか」を削る。
別表第 2 に次のように加える。

和歌山市立和歌山あけぼの中学校	和歌山市六十谷 4 5 番地
-----------------	----------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表専用給水装置の項中「770円」を「979円」に、「1,100円」を「1,408円」に、「1,540円」を「2,310円」に、「22円」を「25円30銭」に、「154円」を「173円80銭」に、「181円50銭」を「204円60銭」に、「220円」を「247円50銭」に、「275円」を「310円20銭」に、「363円」を「409円20銭」に、「3,850円」を「5,995円」に、「7,260円」を「10,395円」に、「14,740円」を「22,880円」に、「23,540円」を「39,655円」に、「50,600円」を「92,345円」に、「72,600円」を「157,575円」に、「8,800円」を「10,366円40銭」に、「71円50銭」を「84円70銭」に、「7,920円」を「9,330円20銭」に、「517円」を「609円40銭」に改め、同表共用給水装置の項中「770円」を「979円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第25条第1項の表の規定は、令和7年4月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。

議案第13号

和歌山市下水道条例及び和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部を改正する条例
の制定について

和歌山市下水道条例及び和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市下水道条例及び和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部を改正する条例
(和歌山市下水道条例の一部改正)

第1条 和歌山市下水道条例(昭和59年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「排水設備等指定工事店(」の次に「それぞれの営業所において選任する」
を加え、「専属して」を削る。

第26条中「第12条第1項第10号」を「第12条第10号」に改める。

(和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部改正)

第2条 和歌山市排水設備等指定工事店条例(平成13年条例第26号)の一部を次のように改
正する。

第2条第1項第4号中「専属して従事する」を「それぞれの営業所において選任する」に改
める。

第3条第1号中「専属して従事する」を「選任する」に改める。

第10条第1項中「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同
項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、和歌山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

市道路線認定について

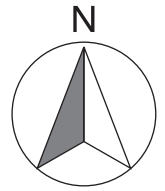
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和6年9月11日提出

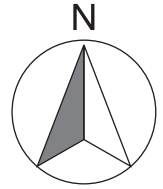
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
7 - 92	吹上92号線	和歌山市堀止西一丁目 和歌山市堀止西一丁目		
14 - 70	中之島70号線	和歌山市中之島 和歌山市中之島		
22 - 400	貴志400号線	和歌山市梅原 和歌山市梅原		
24 - 171	西和佐171号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖		
24 - 172	西和佐172号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖		
37 - 230	紀伊230号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西		
37 - 231	紀伊231号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西		
37 - 232	紀伊232号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西		
40 - 111	和歌浦111号線	和歌山市和歌浦東三丁目 和歌山市和歌浦東三丁目		
40 - 112	和歌浦112号線	和歌山市和歌浦東三丁目 和歌山市和歌浦東三丁目		

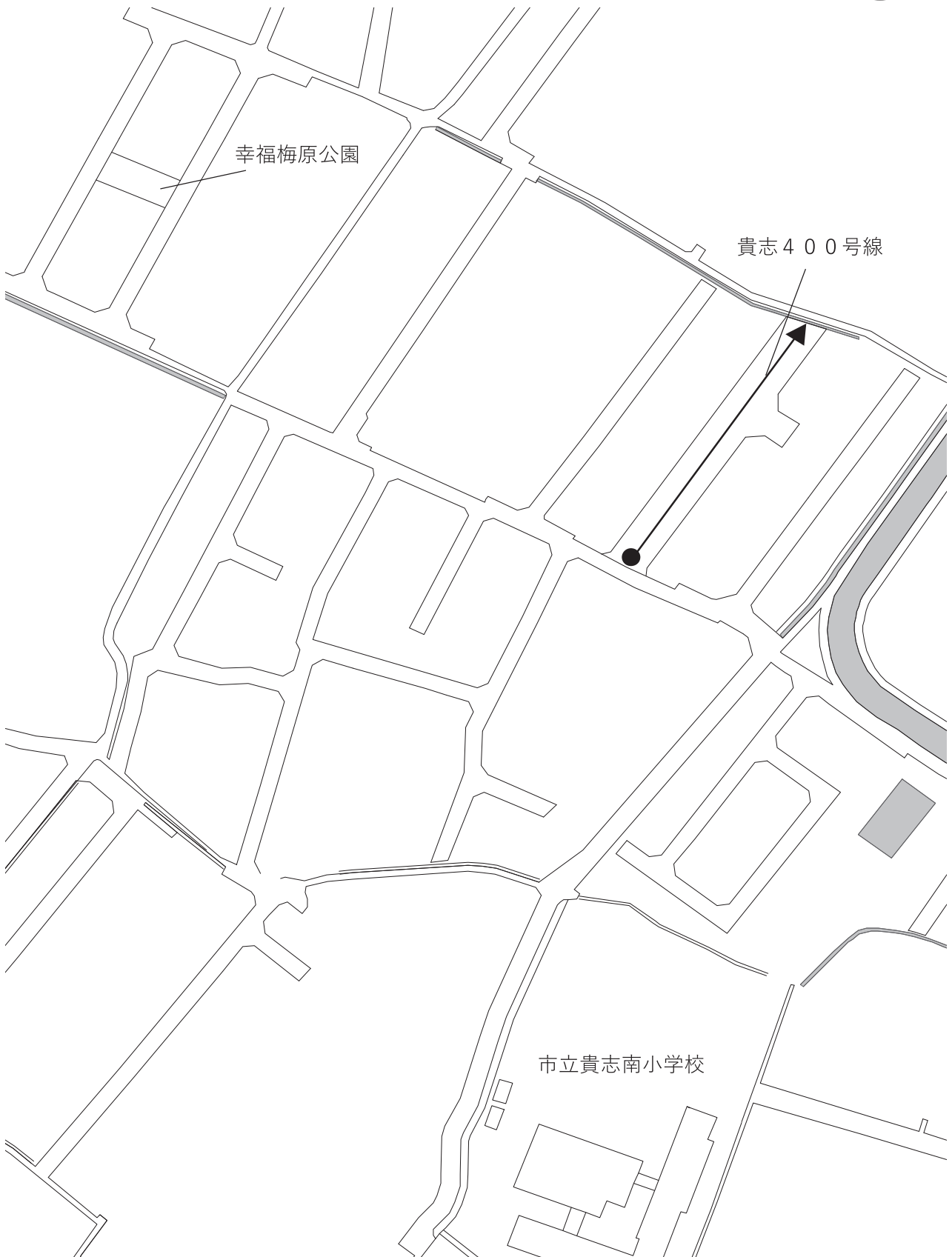
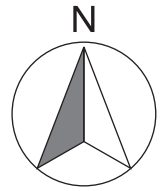
路線認定図



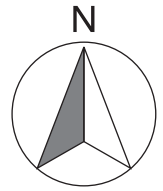
路線認定図



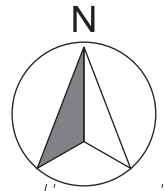
路線認定図



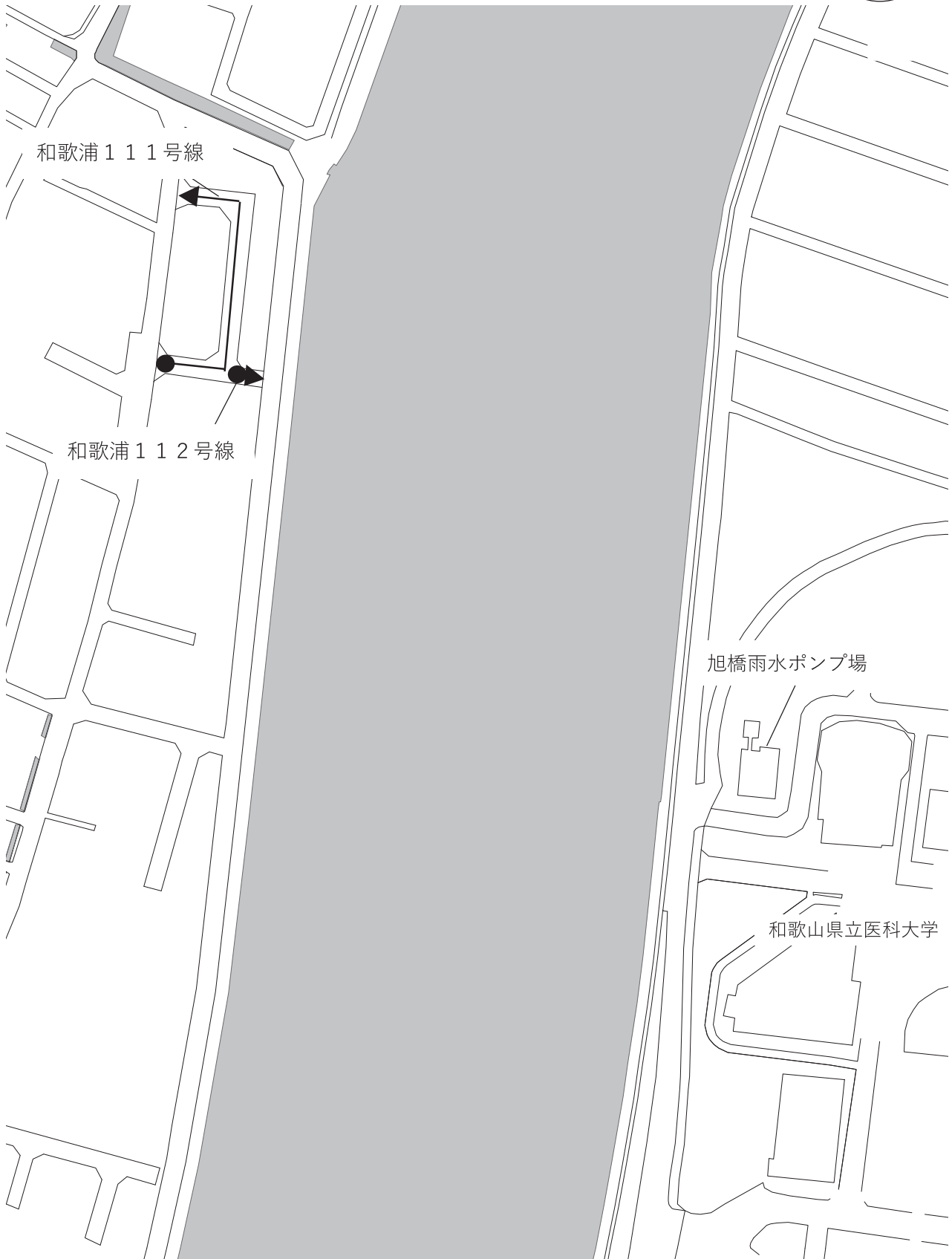
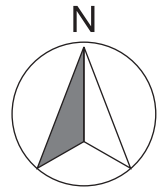
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第15号

市道路線変更について

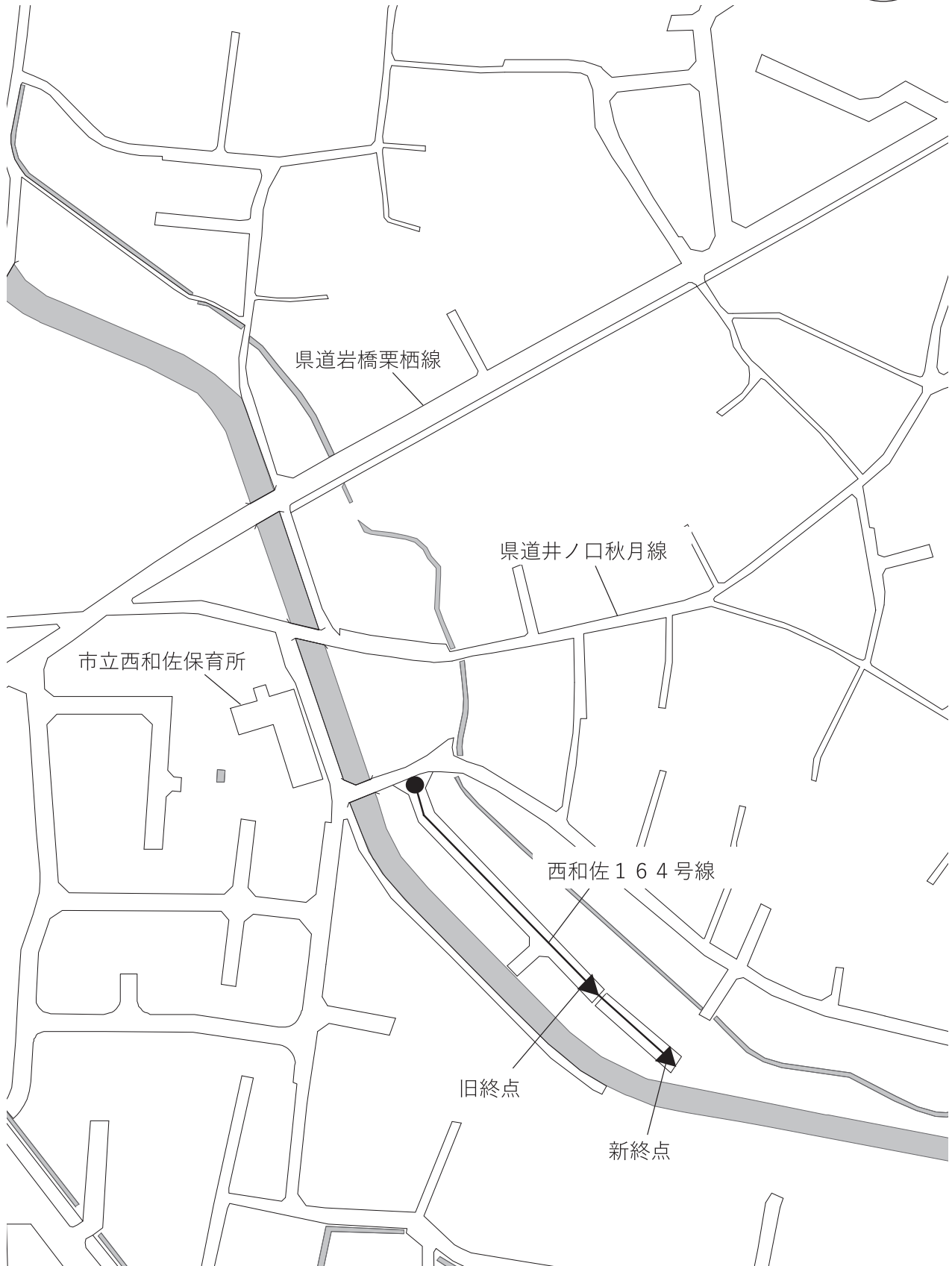
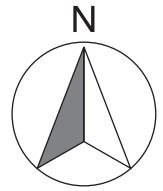
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起 終	点 点	備 考
24 - 164	旧	西和佐164号線	和歌山市岩橋	和歌山市岩橋	
	新	西和佐164号線	和歌山市岩橋	和歌山市岩橋	終点の変更

路線変更図



議案第16号

訴えの提起について

次の者を相手として、発電機停止に伴う電気代負担の損害及び売電不能に伴う逸失利益の損害賠償請求の訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 相手方の住所及び氏名

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社明電舎

代表取締役 三井田 健

2 請求の概要

和歌山市青岸エネルギーセンターに納品された発電機が令和5年9月29日に故障したことにより和歌山市に生じた損害について、当該発電機の製造者である株式会社明電舎に対し、製造物責任法等に基づき損害賠償額357,935,050円を請求するため、訴訟を提起するものである。

議案第17号

和解について

次のとおり和解につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 和解をする相手方の住所及び氏名

兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号

株式会社タクマ

代表取締役社長 南條 博昭

2 和解の理由

和歌山市青岸エネルギーセンターに納品された発電機が令和5年9月29日に故障したことにより和歌山市に生じた損害について、当該発電機の納入者である株式会社タクマから、発電機復旧修繕費についての全額負担の申し出があったため、これを受け入れ、和解を行うものである。

3 和解条項

- (1) 株式会社タクマは、本故障への対応として、自ら本発電機の復旧修繕を行い、これにかかる費用を全額負担する。
- (2) 和歌山市は、上記(1)の履行を受け、株式会社タクマに対してその名目を問わず損害の請求を行わない。
- (3) 和歌山市は、株式会社明電舎に対する請求権を放棄するものではない。
- (4) 和歌山市と株式会社タクマの間において、本件に関し上記(1)(2)(3)のほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第18号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	市道加太102号線災害復旧工事
工 事 場 所	和歌山市加太地内
請 負 代 金 額	821,634,000円
契 約 の 相 手 方	和歌山市吉田563番地の1 弘安建設株式会社 代表取締役 池 上 元 一
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価落札方式）

議案第19号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中消防署南分署宮前出張所新築工事
工 事 場 所	和歌山市手平6丁目102番9
請 負 代 金 額	296,160,700円
契 約 の 相 手 方	和歌山市湊二丁目12番27号 三友工業株式会社 代表取締役社長 矢 部 昌 俊
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価落札方式）

議案第20号

令和5年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金416,710,550円のうち169,566,416円を減債積立金に積み立て、247,144,134円を資本金に組み入れるものとする。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第21号

令和5年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金1,127,738,168円のうち492,394,920円を減債積立金に積み立て、635,343,248円を資本金に組み入れるものとする。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第22号

令和5年度和歌山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度和歌山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,258,019,271円のうち1,094,236,855円を減債積立金に積み立て、1,021,045,410円を資本金に組み入れるものとする。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第23号

令和5年度和歌山市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度和歌山市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金19,437,110円のうち19,437,110円を減債積立金に積み立て、1,488,000円を資本金に組み入れるものとする。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第24号

令和5年度和歌山市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度和歌山市漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金26,438,093円のうち26,438,093円を減債積立金に積み立て、11,413,000円を資本金に組み入れるものとする。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓